

京都府分別収集促進計画

(第 11 期)

令和 7 年 11 月
京 都 府

京都府分別収集促進計画

1 計画策定の意義

地球温暖化をはじめ、人類の社会経済活動を原因とする環境問題が深刻化している。

こうした状況の中で、持続可能な社会を築いていくためには、「資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくする社会」である循環型社会を目指さなければならない。

京都府では、令和4年3月に「京都府循環型社会形成計画（第3期）」を策定し、「3R・適正処理の推進」、「オール京都によるパートナーシップの強化」、「気候変動対策等へのチャレンジ」の3つの視点から、府民や事業者、行政等の取組を推進している。また、同計画では、家庭等から排出される一般廃棄物の排出量や再生利用率、容器包装プラスチックの排出量等に係る数値目標を掲げているところであるが、家庭ごみの多くを占める容器包装廃棄物の発生抑制や再生利用を促進することは、循環型社会の形成において重要である。

この計画は、京都府が、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、市町村分別収集計画を集約するとともに、市町村の分別収集の促進等に関する事項を定めることにより、府内の容器包装廃棄物の発生抑制や再使用、分別収集及び再資源化の促進を図り、循環型社会の構築に資することを目的に策定するものである。

2 基本的方向

この計画は、京都府における循環型社会形成のための取組指針を定めた「京都府循環型社会形成計画（第3期）」との整合性を確保しつつ、次の事項を基本的方向として推進するものとする。

- (1) 府民、事業者及び行政の適切な役割分担による取組を推進する。
- (2) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用の取組を推進する。
- (3) 容器包装廃棄物の分別廃棄の徹底と再資源化を推進する。

3 計画期間

この計画の計画期間は、令和8年4月1日を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

この計画は、容器包装廃棄物のうち、法第10条第1項により市町村が分別収集するものを対象とする。具体的には、次のとおりである。

素 材	品 目
金 属	主として鋼製の容器包装（以下「スチール製容器包装」という。）
	主としてアルミニウム製の容器包装（以下「アルミニウム製容器包装」という。）
ガ ラ ス	主としてガラス製の容器であって無色のもの（以下「無色のガラス製容器」という。）
	主としてガラス製の容器であって茶色のもの（以下「茶色のガラス製容器」という。）
	主としてガラス製の容器であって無色又は茶色のもの以外のもの（以下「その他ガラス製容器」という。）
紙 類	主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）（以下「飲料用紙製容器」という。）
	主として紙製の容器包装であって、段ボール製のもの（以下「段ボール製容器包装」という。）
	主として紙製の容器包装であって、飲料用紙製容器又は段ボール製容器包装以外のもの（以下「その他紙製容器包装」という。）
チ プ ツ ラ ク ス	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」という。）
	主としてプラスチック製の容器包装であって、ペットボトル以外のもの（以下「その他プラスチック製容器包装」という。）
	プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの（以下「製品プラスチック」という。）

5 府の区域内の容器包装廃棄物について、各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該排出量を合算して得られる量

別表第1のとおりである。

6 府の区域内において得られる分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量

(1) 無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量

別表第2のとおりである。

(2) 茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量

別表第3のとおりである。

(3) その他ガラス製容器に係る分別基準適合物の量

別表第4のとおりである。

(4) その他紙製容器包装に係る分別基準適合物の量

別表第5のとおりである。

(5) ペットボトルに係る分別基準適合物の量

別表第6のとおりである。

(6) その他プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の量

別表第7のとおりである。

なお、その他プラスチック製容器包装のうち白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）を別途分別収集する場合において、その分別基準適合物の量は、別表第8のとおりである。

(7) 製品プラスチックに係る分別基準適合物の量

別表第9のとおりである。

7 府の区域内において得られる法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものについて、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量

(1) スチール製容器包装に係るものとの量

別表第10のとおりである。

(2) アルミニウム製容器包装に係るものとの量

別表第11のとおりである。

(3) 段ボール製容器包装に係るものとの量

別表第12のとおりである。

(4) 飲料用紙製容器に係るものとの量

別表第13のとおりである。

8 分別収集の促進の意義に関する知識の普及、府の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進その他の分別収集の促進に関する事項

府は、次に掲げる取組を実施することにより、分別収集の促進に努めるものとする。

(1) 分別収集の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

- ア 関係機関や市町村等と連携したクリーン・リサイクル運動の推進
- イ ホームページや冊子、出前語らい制度等による啓発
- ウ 環境に関連した行事等を通じての啓発
- エ 市町村職員等を対象とした研修会等の開催

(2) 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換に係る事項

- ア 市町村一般廃棄物担当課長会議等の開催
- イ 一般廃棄物の処理状況等の公表
- ウ 分別収集の促進に関する情報の提供

(3) その他に係る事項

- ア 市町村におけるストックヤードなどのリサイクル関連施設の整備に関する指導、支援
- イ 市町村分別収集計画に基づく分別収集の円滑な実施に関する指導、助言
- ウ 市町村分別収集計画の見直しに伴う指導、助言
- エ その他市町村の責務が十分に果たされるために必要な技術的支援等